

「自治体の情報システムの標準化と 業務改革のあり方について」

令和3年9月2日
総務省自治行政局

- 住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系情報システム）は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
 - ・ **情報システムの差異の調整が負担**となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組みを、**迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が生じている。
- こうした課題を解決するため、**地方公共団体の情報システムの標準化を推進することが必要。**

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタル・ニューディール）

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービス

② 地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

第2 地方行政のデジタル化

3 取組の方向性

(2)地方公共団体の情報システムの標準化

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに関する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

具体的には、

- ・標準の設定に当たっては、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定し、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させるとともに、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- ・標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な種類の事務がシステム上一体的に処理されている実態を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがある事務を対象とすること
- ・対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること
- ・システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、団体規模による差異とともに、業務の内容や組織のあり方について地方公共団体が有する自主性に配慮すること
- ・標準を設定する主たる目的が、住民等の利便性向上や地方公共団体の負担軽減であることを踏まえ、地方公共団体が、合理的な理由がある範囲内で、説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすること

が必要である。

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

自治体DX推進計画 概要

1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、**制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。**
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。**
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させるとともに、**
 - ・デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく**ことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、**EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出**されることが期待される。

2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。**
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等**をとりまとめ、「自治体DX推進計画」*として策定。 ※計画期間（R3.1～R8.3）

3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備
（全庁的・横断的な推進体制）
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取り組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

4. 重点取組事項

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ マイナンバーカードの普及促進
- ・ 行政手続のオンライン化
- ・ AI・RPAの利用推進
- ・ テレワークの推進
- ・ セキュリティ対策の徹底

5. その他の取組事項

<自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>

- ・ 地域社会のデジタル化
- ・ デジタルデバイド対策

<その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）>

- ・ BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- ・ オープンデータの推進
- ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

自治体DX推進手順書 趣旨及び構成

趣 旨

- 総務省では、昨年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定。
- 自治体が、本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、今般、自治体DX推進手順書を作成。
- 全国統一的な取組みとなる「自治体情報システムの標準化・共通化」及び「自治体の行政手続のオンライン化」については、作業手順を示す手順書を個別に作成するとともに、先行する自治体の事例をまとめた参考事例集も提供。

構 成

自治体DX全体手順書【第1.0版】	DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行）を示すもの
自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】	自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの
自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】	自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの
参考事例集【第1.0版】	DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

※ 国の取組みの進捗等を踏まえて、適宜見直す。

自治体DX全体手順書【第1.0版】 概要

1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成

2. DX推進の手順

ステップ0 DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解**の形成、実践意識の醸成
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるといふ、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1 全体方針の決定

- ✓ DX推進の**ビジョンと工程表**で構成される「**全体方針**」を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

ステップ2 推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、**DX推進担当部門を設置**し、各業務担当部門をはじめ**各部門と緊密に連携する体制を構築**
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した**体系的な育成方針**を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせる育成
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3 DXの取組みの実行

- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。「**PDCA**」サイクルによる**進捗管理**
- ✓ 取組内容に応じて、「**OODA**※」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定

※ 「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

有識者部会 資料1-2

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。（なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。）
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等） (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討

→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

○ 作業手順等

（下線部は早期に実施可能と想定される作業）

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価（PIA）
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正予算）による財政支援を行う予定。

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）
 地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

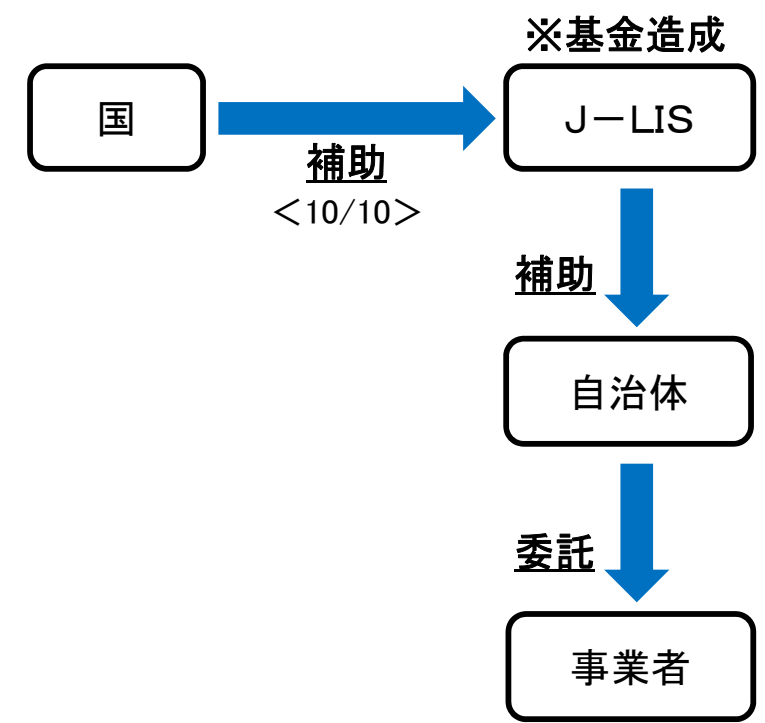
＜基金の造成先＞ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

＜基金の主な用途＞

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

＜基金の年限＞ 令和7年度までの5年間

＜施策スキーム＞



自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- ▶「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める必要がある。
- ▶自治体の多様な状況を踏まえつつ、オンライン化の取り組みを着実に実施できるよう、手順を提示するもの。

2. オンライン化の必要性、メリット

- 必要性 → 令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進め、今後、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするため。
- メリット → 「住民の利便性の向上」、「行政運営の簡素化・効率化」

取組方針、手順等

3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組方針

【特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)】

○うち子育て関係・介護関係の26手続(市町村関係手続)

→原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。

○うち罹災証明書の発行手続(市町村関係手続)

→①内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムを導入、又は
②子育て関係・介護関係の26手続と同様の方法でオンライン化を検討

○うち自動車保有関係手続(都道府県関係手続)

→警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン化を検討。

【転出・転入予約(市町村関係手続)】

→転出・転入手続のワンストップ化推進のため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。

【その他の手続】

○マイナポータルを利用することを推奨するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。ただし、基幹系17業務に係る手続については、標準化を見据えて留意が必要。

具体的な進め方

4. 自治体における作業手順

～導入ステップ～

- 推進体制の構築
- オンライン化に取組む手続の検討
- 関係規定等の検討・整備
- 調達仕様作成、予算要求
- サービスの導入、運用

※運用開始後も、住民サービス向上のため、UI/UXを常に見直す必要がある。

5. 標準的なシステム構成例(自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続)

- マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう、マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住基システム等の改修を行うことにより、オンライン手続の受付体制を整備することが必要。
- よりスムーズに手続を受け付けることを可能とし、行政運営の簡素化・効率化に資するよう、手続の処理件数等を勘案した上で、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討する。

6. 国の主な支援策等

- マイナポータルに関する国の取組(全自治体接続基盤の構築、UI/UX改善、ぴったりサービス申請APIの提供等)
- 財政支援(デジタル基盤改革支援補助金、特別交付税措置)

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		介護関係（11手続）※市区町村対象手続		被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続		自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続	
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	要介護・要支援認定の申請	高額介護(予防)サービス費の支給申請	罹災証明書の発行申請	自動車税環境性能割の申告納付		
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	要介護・要支援更新認定の申請	介護保険負担限度額認定申請		自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告		
氏名変更／住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請		自動車税住所変更届		
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請		自動車の保管場所証明の申請		
未支払の児童手当等の請求		介護保険負担割合証の再交付申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請				
児童手当等に係る寄附の申出		被保険者証の再交付申請					
児童手当に係る寄附変更等の申出							
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出							
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出							
児童手当等の現況届							
支給認定の申請							

オンライン化対象の31手続と標準化・共通化対象の17業務との関係

有識者部会 資料1-2

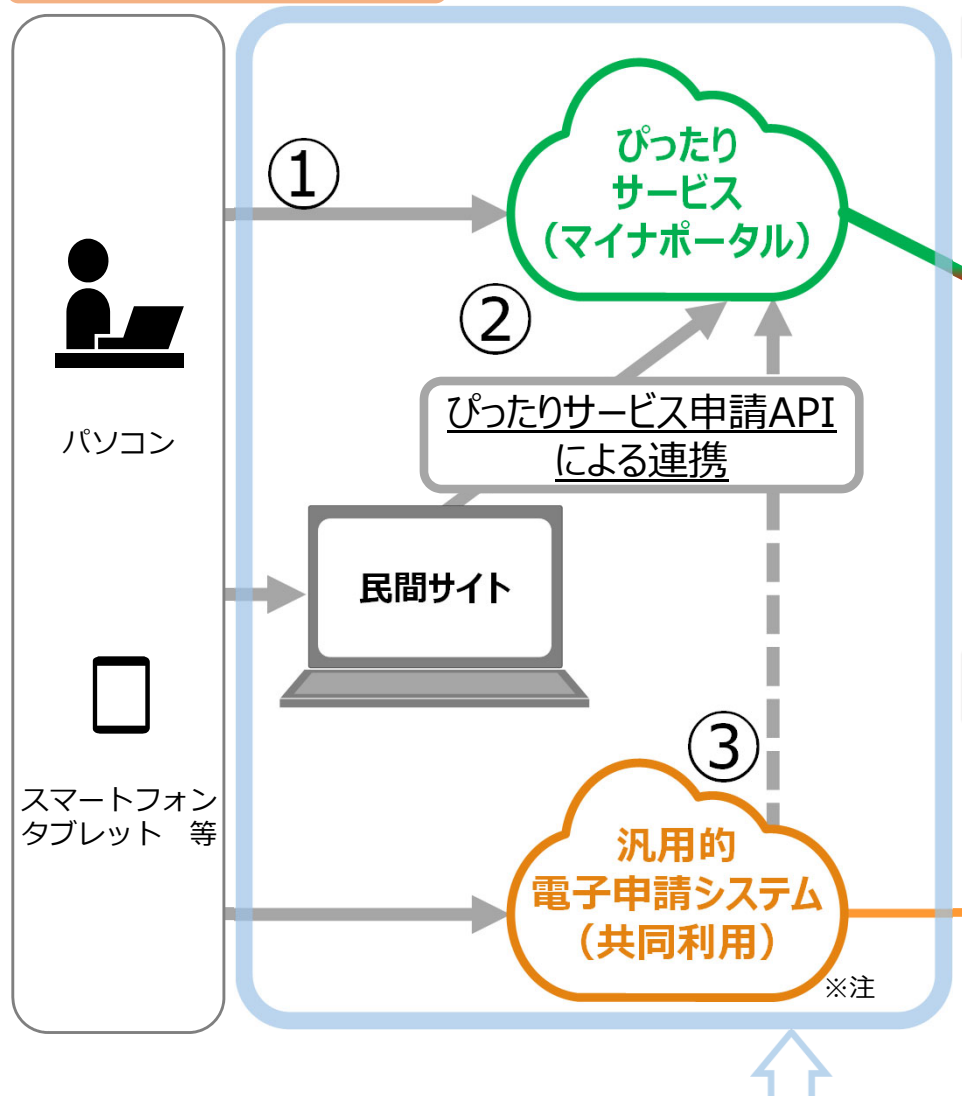
行政手続のオンライン化 (31手続)	情報システムの標準化・共通化 (17業務)
<p>○特に国民の利便性向上に資する手続：31手続 マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。</p> <p>対象手続：子育て関係（15手続）、介護関係（11手続）、被災者支援（1手続）、自動車保有関係（4手続）</p> <p>※ 31手続のうち、子育て及び介護関係の手続(26手続)については、17業務のうち児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、介護保険に含まれ得るもの。</p>	<p>○標準化対象業務：17業務 基幹系情報システムの標準化</p> <p>対象業務：児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援</p> <p>※ 17業務を処理するシステムの標準仕様の中で、マイナポータルとの連携についても規定する予定。</p>
<p>○デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>デジタルによる利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和4年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。</p> <p>○自治体DX推進計画（令和2年12月25日公表）</p> <p>（略）31手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める。</p>	<p>○デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>（略）住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。</p> <p>（略）また、目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。</p> <p>○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)</p> <p>標準化の対象となる事務を政令で特定、標準化のための基準（省令）を策定し、基準に適合したシステムの利用を自治体へ義務付け。</p>

スケジュール

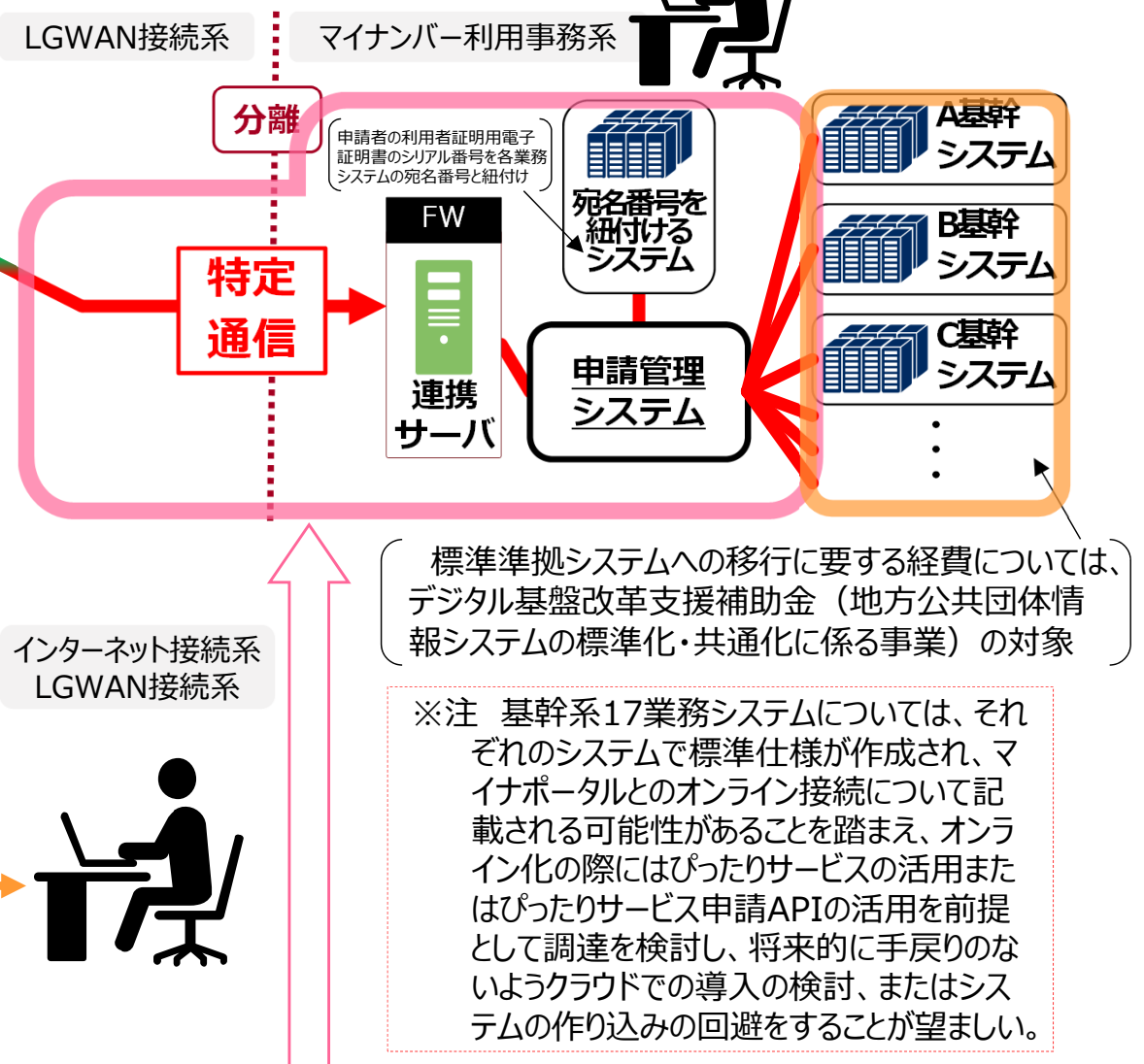
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
自治体の行政手続のオンライン化	利便性向上に資する手続のオンライン化		その他手続のオンライン化		
自治体の情報システムの標準化・共通化・「(仮称) Gov-Cloud」活用	「(仮称) Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大				
	標準準拠システムへの移行（※） （地方公共団体は「(仮称) Gov-Cloud」を活用し、標準準拠システムを利用）				

(参考) 自治体の行政手続オンライン化の仕組み

住民：申請情報入力



地方公共団体：申請受付処理



特別交付税
(共同オンライン申請システムの導入経費)の対象
※ハードに関する経費は含まない。

デジタル基盤改革支援補助金
(自治体オンライン手続の推進事業)の対象
※ハードに関する経費を含む。
※同事業に係る地方負担については普通交付税で措置

5 価値を生み出すガバナンス

5.1.2 政府CIO レビューの実施

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

ア.クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、**共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。**

（略）

また、独立行政法人、**地方公共団体**、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、**具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

（略）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

（略）

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。**その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

ガバメントクラウドとは

- 「ガバメントクラウド (Gov-Cloud) 」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 地方自治体の情報システムについても、「ガバメントクラウド (Gov-Cloud) 」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討をすすめることとしています。
- 対応方針は、次のとおりです。

① アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のアプリケーションを、ガバメントクラウドに構築することができます。

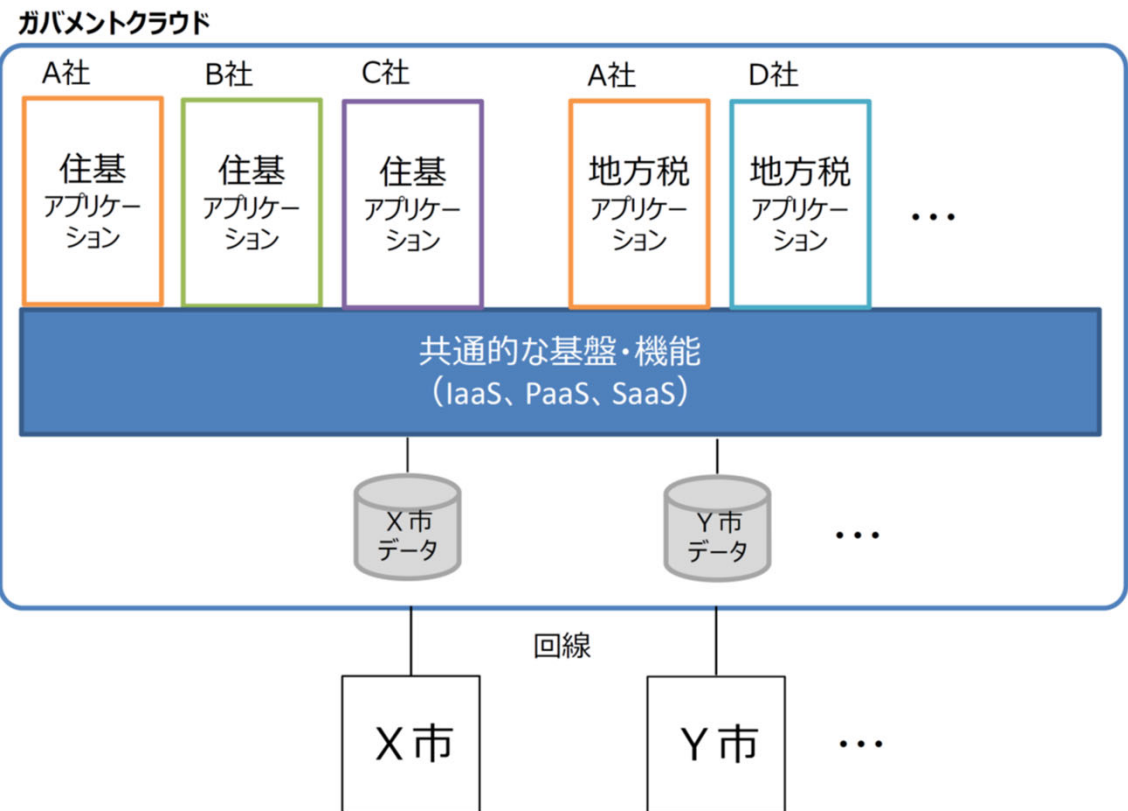
※ 基幹業務等とは、基幹業務（住基、税、介護等のいわゆる17業務）のほか、これに付属又は密接に連携する業務です。

※ 構築できる事業者やアプリケーションの要件、手続等は、今後検討・提示していきます。

② 基幹業務等のアプリケーションは、複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、地方自治体は、それらの中から選択することが可能です。

③ 地方自治体は、基幹業務等を、オンラインで利用できるようになります。

→ 地方自治体は、これまでのように、自らサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを所有する必要がなくなります。



【その1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

【その2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

【その3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

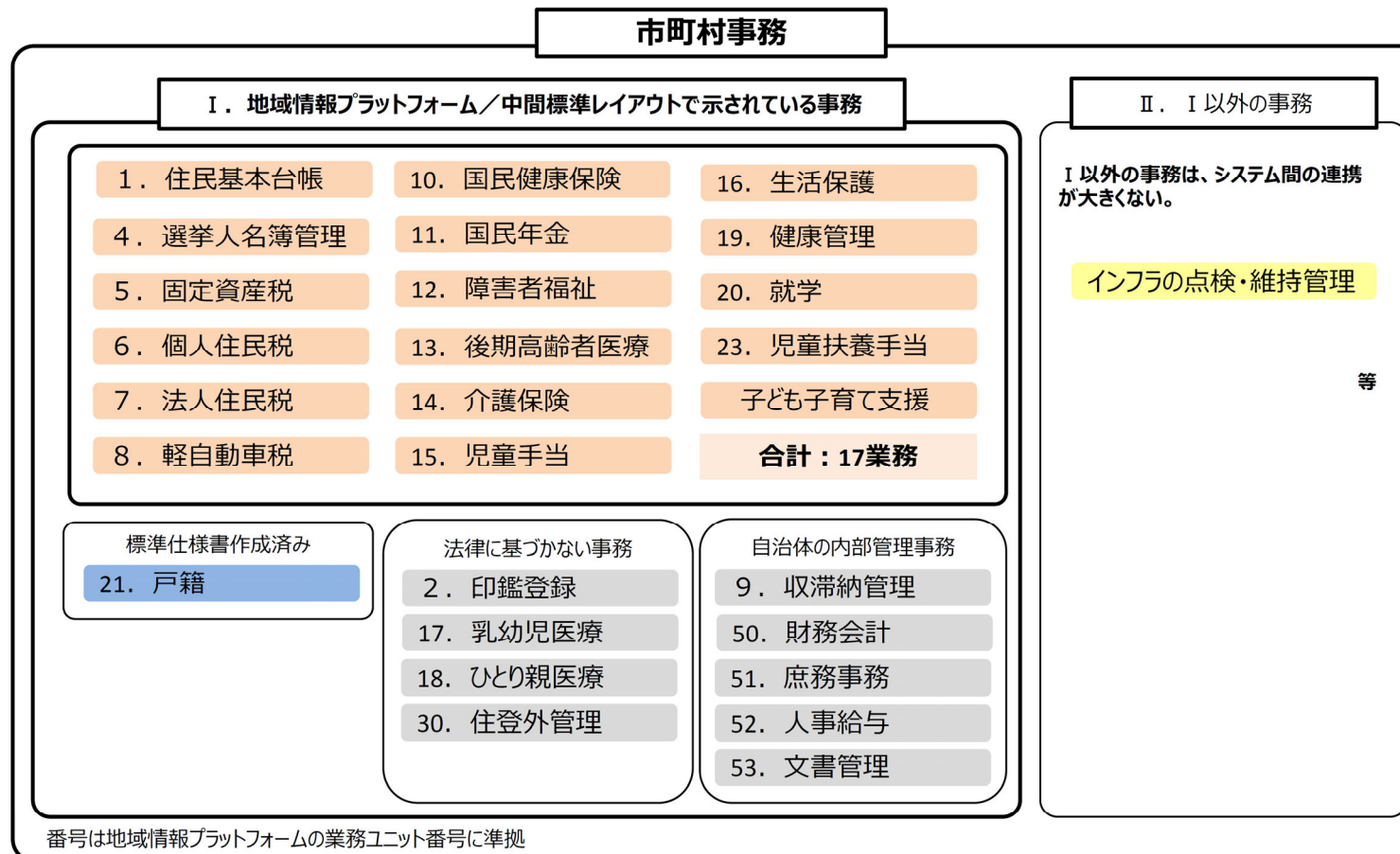
【その4】

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の17業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。



ガバメントクラウドに関する要件

- ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせ、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定。

【現在検討中の主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他IT室が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。

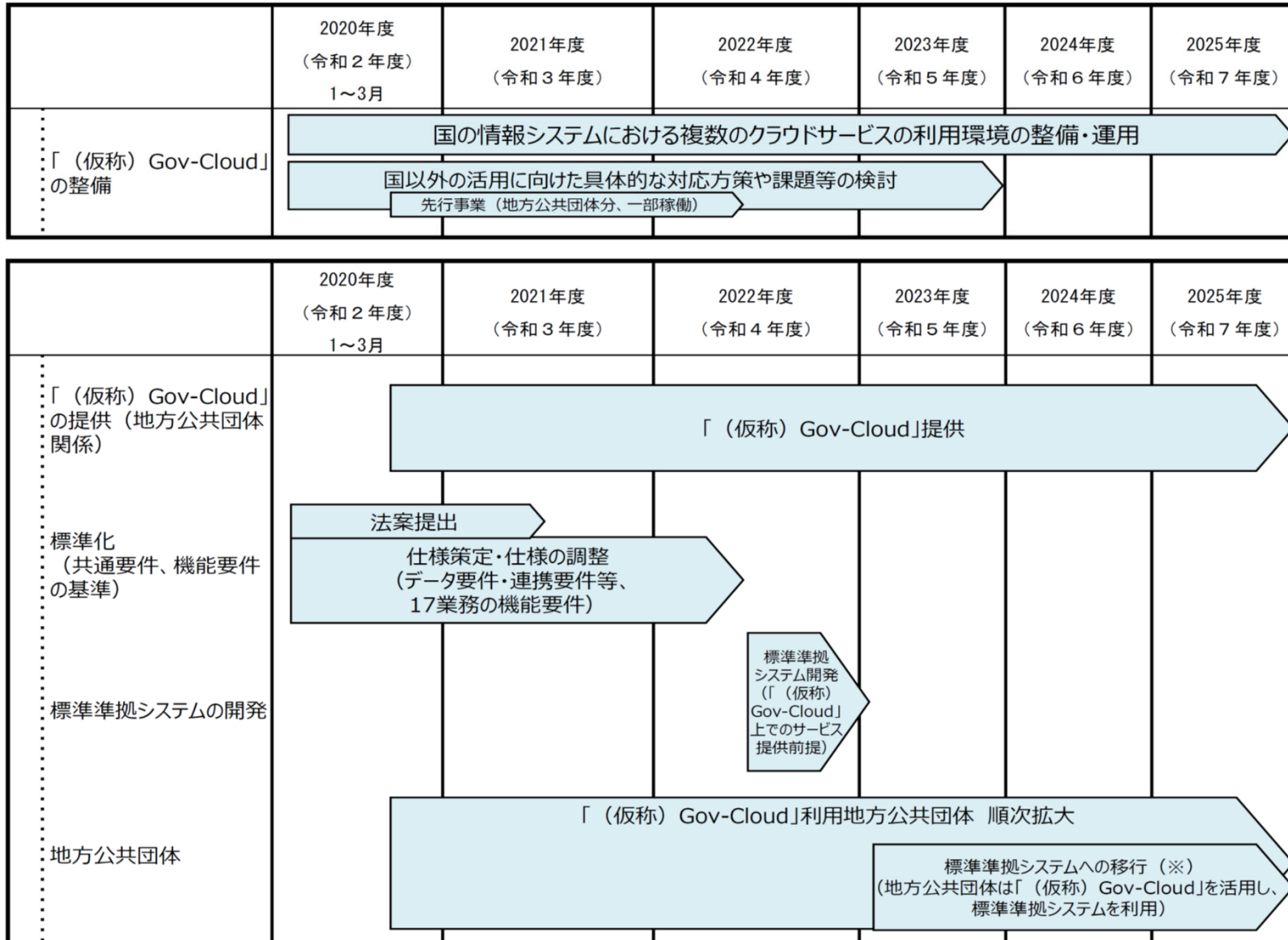
(参考) ISMAPクラウドサービスリスト（2021年6月22日現在）

登録番号	クラウドサービスの名称	クラウドサービス事業者の名称	法人番号	クラウドサービス事業者の所在地	登録日	登録の更新期限	備考
C21-0001-2	OpenCanvas(iaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	9010601021385	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	2021/03/12	2022/01/31	
C21-0002-2	FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud	富士通株式会社	1020001071491	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	2021/03/12	2022/02/28	
C21-0003-2	Apigee Edge	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0004-2	Google Cloud Platform	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0005-2	Google Workspace	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0006-2	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4010401076766	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/03/12	2022/04/14	
C21-0007-2	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4010401076766	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/03/12	2022/04/14	2021/6/22 言明対象範囲（リージョン及びサービス）を変更
C21-0008-2	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.		410 Terry Avenue North Seattle, WA 98109-5210	2021/03/12	2022/03/31	2021/6/22 言明対象範囲（リージョン及びエッジロケーション）を変更
C21-0009-2	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社	7010401022916	東京都港区芝5丁目7番1号	2021/03/12	2022/04/01	
C21-0010-2	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社	9011101031552	東京都新宿区西新宿2-3-2	2021/03/12	2022/04/18	
C21-0011-2	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation		2300 Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/06/22	2022/04/30	
C21-0012-2	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社	2010401092245	東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0013-2	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社	2010401092245	東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0014-2	エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービス G2 / フェデレーテッドポータルサービス	株式会社日立製作所	7010001008844	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2021/06/22	2022/06/30	

地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

実務者部会 資料1-1
(IT室説明資料)

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



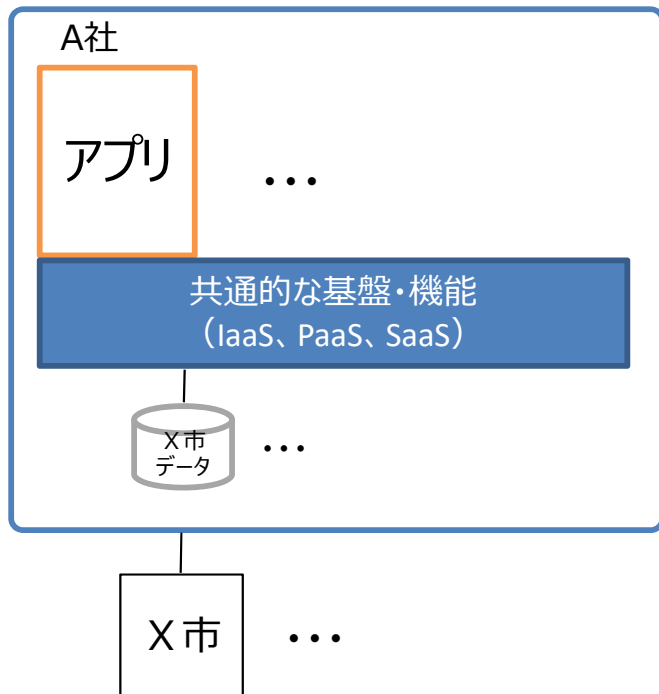
※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出典：デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）

実務者部会 資料1-1
(IT室説明資料)

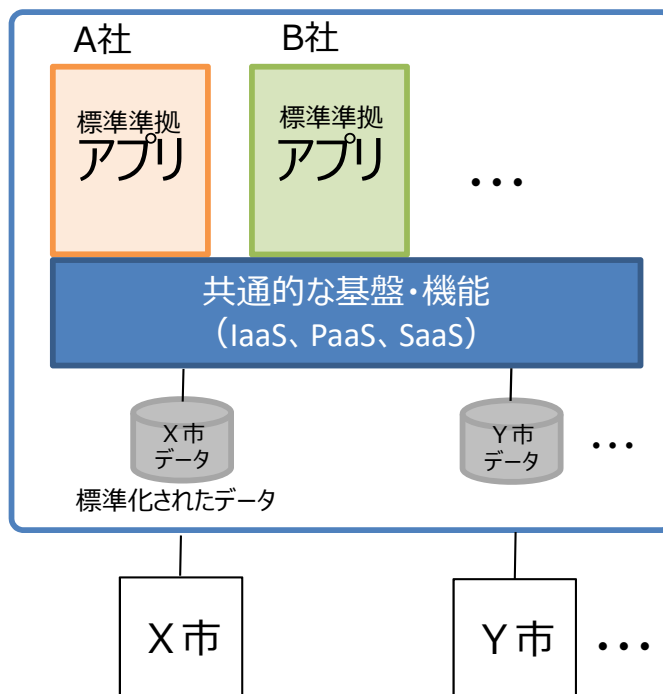
先行事業(R3・R4)



ガバメントクラウドの活用を開始

ガバメントクラウドへのクラウドリフトを先行事業として行い、課題や手法の整理を行います。

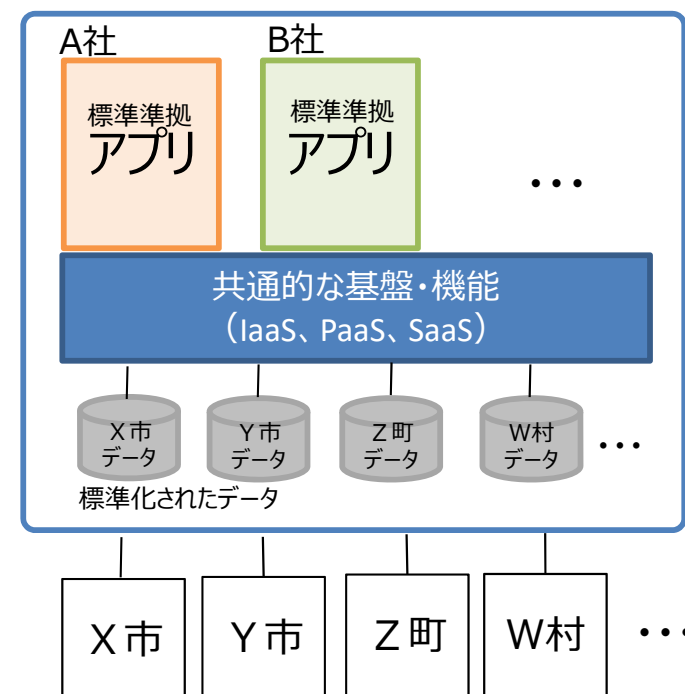
本格移行期(R5~R7)



標準仕様に準拠した業務アプリがガバメントクラウドに構築され、地方自治体が順次、活用を開始

活用を開始した地方自治体において、
 ①主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。
 ②制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
 ③アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

【R7年度末の姿】



原則、全ての地方自治体で活用を開始

原則、全ての地方自治体において、
 ①主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。
 ②制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
 ③アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

- **個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月）抜粋**
現在、地方公共団体の条例には、オンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。）による個人情報の提供について、行個法にはない制限規定を置く例が多く見られる。
- しかし、**ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもある。また、行個法においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られている。**このため、オンライン結合制限規定を置くことは不要になると考えられ、共通ルールには当該規定は設けないこととすることが適当である。
- その場合、**地方公共団体等は、情報セキュリティを含めた安全確保措置の在り方や目的外利用・提供の「相当な理由」や「特別な理由」の具体的な判断に資するために国が示すガイドライン等に基づいた運用を行うことによって、個人情報を適切に管理し、みだりに利用・提供しないことを担保していくことが望ましい。**

■ 改正後の個人情報保護法の内容

- 地方公共団体についても、現在の「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」（以下、行個法）と同様に、**安全確保措置（第66条 ※行個法第6条に相当）や目的外利用・提供の制限（第69条 ※行個法第8条に相当）等の適切な運用により、個人情報を管理することとされた。**

○改正後の個人情報の保護に関する法律（抄）
（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二～四 略

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3～4 略

今後の検討事項

- 総務省では、令和2年12月、「三層の対策」の課題、行政手続のオンライン化など新たな時代の要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を行ったが、昨今のサイバー攻撃が増加・高度化する中、自治体の情報セキュリティ対策は、不断の見直しを行う必要。
- 令和3年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、**自治体の三層の対策」の抜本の見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討**を行う」とされており、**デジタル庁等関係省庁と連携して自治体の情報セキュリティ対策の更なる見直しを今後検討。**

※検討すべき事項：ガバメントクラウドの利用等における自治体内のセキュリティ対策、接続ネットワークの在り方 等

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

(3) 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化② 標準化基準における共通事項

イ 非機能要件の拡充

このうち**セキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、「自治体の三層の対策」の抜本の見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。**

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和3年（2021年）夏を目途に、先行事業の検証・実稼働に向けて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策に関する要件を整理した上で、先行事業を通じた検討も踏まえつつ、令和4年度（2022年度）の夏を目途に、基幹業務等のシステムの標準化基準の作成とあわせて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。